

## 解題

証券アナリストジャーナル編集委員会

第二小委員会委員 太田浩司

今月号の解題を執筆するに当たって、4本の特集論文を手にした時、その筆者が全員女性であるということにハタと気がついた。もしかしてこれは本誌初の出来事ではないであろうかと思ひ、過去20年間の目次を調べてみたが、果たせるかな、特集論文がすべて女性執筆者であるという号は見当たらなかった。これは、近年の女性の社会進出の目覚ましさを考えれば驚くべきことではないのかもしれないが、行く河の流れは絶えずしての感を禁じ得ない。これと同様に、時代の変遷とともに大きく変貌を遂げていると感じられるのが、今月号の特集テーマとも深く関係している会計基準である。

一昨年くらいからであろうか、わが国会計基準の国際会計基準（IFRS）へのコンバージェンス、あるいはさらに進んだアドプションというトピックスが、新聞、雑誌等で大きく報じられるようになったのは。そしてついにわが国でも、2010年3月期から、上場企業の連結財務諸表にIFRSの任意適用が認められるようになり、本誌が刊行されるころには、IFRSを用いた財務諸表がわが国でも初めてお目見えしているかもしれない（日本電波工業が10年3月期決算からIFRSの任意適用を予定）。また今後わが国は、米国の動向も視野に入れながら、12年をめどにIFRSを強制適用す

るかの判断をし、もし強制適用が決まった場合には、15年または16年に上場企業の連結財務諸表に一斉あるいは段階的にIFRSが適用される予定である。

このように、IFRSの適用が現実味を帯びてきている現在、その根本的な考え方やアプローチを知っておくことは、今後IFRSに基づく財務諸表を用いて企業分析を行うことになるアナリストにとって大切なことである。以下では、その助けとなるであろう4本の特集論文について解題を行っている。

特集論文の第1は、辻山論文「会計におけるパラダイムシフトの再検討—資産・負債・収益・費用の認識と測定を中心に—」である。辻山論文は、国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）が現在共同で進めている、IFRSと米国会計基準のコンバージェンスに関するプロジェクト（MOUプロジェクト）の基礎に横たわる会計思考の変化に焦点を当て、現在IFRSの改定現場で何が起こりつつあるのかを概念的な側面から検討している。

伝統的な発生主義会計における収益費用アプローチにおいては、フロー情報が重視されており、財やサービスの流れに即したキャッシュフローの配分に基づいて利益計算が行われている。一方、

IASB/FASBのMOUプロジェクトでは、ストック情報が重視され、資産と負債を公正価値（時価）で評価するというストック評価から利益を計算しようとしている。

この両者の特徴は、会計情報の目的を企業価値評価に資する情報の提供であると仮定すると、

伝統的発生主義会計：企業価値＝取得原価による純資産＋のれん価値

MOUプロジェクト：企業価値＝公正価値による純資産

という2つの等式で表現できる。

興味深いのは、MOUプロジェクトでは、利益は企業価値の測定に必要なインプットではないという点である。資産負債を時価評価して公正価値による純資産を求めれば、それが企業価値となるのである。一方、伝統的発生主義会計では、利益は企業の超過収益力であるのれん価値の算定に必要なインプットである。つまり、利益は、伝統的発生主義会計においては、企業価値評価に不可欠なインプット情報であるが、MOUプロジェクトでは、企業価値評価の結果副次的に導き出されるアウトプット情報にすぎないのである。

辻山論文は、この状況を「近年のIASBとFASBのストック重視＝公正価値会計は、のれんの存在を前提とした企業価値評価における因果のパス、つまりフローとストックの規定関係を逆転してとらえる思考」と表現している。そして、IASB/FASBのストック情報重視の会計は、企業価値算定に有用な情報を提供してきたフロー情報重視の伝統的な発生主義会計と比べて、投資家の意思決定に必ずしもより有用な情報を提供することにはならないと主張している。

第2は、若林論文「包括利益と純利益の特性比較」である。昨年12月に企業会計基準委員会は、企業会計基準公開草案第35号「包括利益の表示

に関する会計基準（案）」を公表した。この公開草案では、新会計基準を10年4月1日以後開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用するとしており、これに伴ってわが国の業績計算書も大きく様変わりすることが予想される。しかしながらこの新会計基準によって、従来の損益計算書のボトムラインである純利益がなくなってしまうわけではない。公開草案では、包括利益を表示する計算書として、2計算書方式（損益計算書＋包括利益計算書）と1計算書方式（損益および包括利益計算書）の両方が認められているが、どちらを選択するにしても、純利益と包括利益の2つの業績指標が併存することになっている。

このような状況下で、われわれが従来慣れ親しんできた純利益と目下注目を集めている包括利益のどちらが業績指標としてより優れているのであろうかという疑問がわいてくるのは当然のことである。実は、包括利益は何も新しい情報というわけではなく、現行の財務諸表からも集計が可能な指標である。そこで若林論文では、既存の財務諸表から包括利益を算定し、純利益と包括利益の業績指標としての優劣を、価値関連性と将来業績の予測可能性という2つの利益特性の観点から実証的に検証を行っている。主要な結果は以下の通りである。

- (i) 包括利益よりも純利益の方が価値関連性が高い
- (ii) 純利益を所与としてもその他の包括利益には幾分かの価値関連性がある
- (iii) 包括利益よりも純利益の方が将来業績の予測能力が高い
- (iv) 07年以降は包括利益に対する純利益の優位性が低下している

全体的には、業績指標として包括利益よりも純利益の方が優れているという結果であるが、(iv)に

あるように、近年では純利益の相対的優位性が低下しているという興味深い証拠も得られている。これと同様の傾向は、外国の先行研究でも報告されており、今後さらなる検証が待ち望まれるところである。

第3は、坂井論文「リース会計における資産・負債の認識と費用の測定—オンバランス化の範囲拡大に伴う影響—」である。設備投資に対するリース比率は、日本ではいまだ10%を下回っているが、米国では30%程度で推移しているという。この数値は、リース比率の定義が日米で異なっているので一概には比較できないが、歴史적으로見ても米国がリース先進国であることは間違いない。坂井論文では、このリース先進国である米国のリース会計基準改定の経緯について詳細な記述があり大変興味深い。そこからは、規制当局はリース取引をできる限りオンバランス化させようとし、企業はそれを可能な限り回避しようとする、いたちごっこの構図が浮かび上がってくる。

おりしもわが国でも、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」が09年3月期決算から適用されるようになり、それに伴って、所有権移転外ファイナンスリースに関する会計処理は、賃貸借処理が認められなくなり、売買取引処理に一本化された。これによって、これまで注記開示のみで貸借対照表にほとんど載ることのなかったわが国のリース取引が、初めてオンバランス化されることになったのである。

このように、日米双方において、リース会計基準の歴史は、規制当局によるオンバランス化促進の歴史といっても良いのだが、それではそもそも規制当局は、なぜリース取引をオンバランスにしたいのであろうか。基準設定主体は、しばしばその根拠を情報利用者への有用な情報提供に帰着させるが、果たして本体認識することでより有用な

情報が提供されるのであろうか。

坂井論文は、このような動機に基づいて、前述のわが国のリース会計基準変更の影響を調査している。結果は、会計基準変更によって、ファイナンスリースが本体認識された企業とされなかった企業では、基準変更前後で企業のシステムティックリスクに変化の差はないというものであった。つまり、ファイナンスリースに限定すれば、注記が本体に劣るという証拠は得られなかったのである。

それにも関わらずIASB/FASBが現在進めているMOUプロジェクトでは、「リース：予備的見解」で、リース取引のさらなるオンバランス化を提案している。坂井論文は、この予備的見解の提案は、資産／負債の定義および営業／金融費用の区分の再検討を要するものであると論じている。

第4は、正司論文「日本企業におけるIFRS導入の課題—マネジメントアプローチと投資採算管理—」である。日本企業のIFRS導入に関しては、さまざまな課題があることが指摘されているが、それらの課題の根底にあるのは、日本と欧米の経営スタイルの相異である。すなわち、IFRSの背景にある欧米的経営思想と日本的経営思想の違いが、日本企業がIFRSを理解、解釈する際の障害となっているのである。

正司論文は、IFRSのマネジメントアプローチと投資採算管理という非常に欧米的な経営思想が、実際の会計基準にどのように表象されているかについて、「利益の考え方」「業績管理単位」「減損会計」「その他包括利益のマネジメント」の4つの観点から考察している。非常に盛りだくさんな内容で、すべてを取り上げることはできないので、1つ目の「利益の考え方」についてだけ、有形固定資産の減価償却を例にして、IFRSのマネジメントアプローチと投資採算管理の考え方につ

いて見てみる。

IFRSでは、有形固定資産の減価償却について、資産の残存価額と耐用年数を毎期末見直すことを求めている。これは一見、経営者の耐用年数の恣意的な見直しによる利益調整を可能にしているようにも見えるが、実際にはそれは容易なことではない。IFRSの業績計算書である包括利益計算書には特別損益の部がなく、実際の使用年数と会計上の耐用年数の乖離から生じる固定資産除売却損益や減損損失は製造原価や販売管理費として認識される。したがって、その金額が大きくなると、経営者は利益説明が困難になり、ひいてはその投資採算管理能力を問われることになるのである。その背後には、固定資産除売却損益や減損損失は、いわば減価償却の修正であり、適正な減価償却が行われていれば本来発生しないものであるという考え方が存在している。

つまり、IFRSは、経営者が有形固定資産への投資決定を下す際に、何年でどういった形で回収する予定なのかといった徹底した投資採算管理を行うことを要求しているのである。正司論文では、このような状況を踏まえて、IFRSは、詳細で厳密な会計処理を求めているのではなく、それよりも経営者の視点（マネジメントアプローチ）に立った投資採算管理による利益の表明を期待しているのだと論じている。

以上、4本の特集論文について解題を行ったが、これらはいずれも、4人の筆者の各分野における学識の豊かさがにじみ出ている秀逸な論文である。これらは決して容易な論文ではないが、アナリストの方たちにも、ぜひ腰を据えて読んでいただきたい。現在巷間をにぎわしているIFRSというものの姿が、おぼろげながらも見えてくるはずである。